

総務大臣
松本剛明殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第183号の答申
農業経営統計調査の変更について

本委員会は、諮問第183号による農業経営統計調査の変更（令和6年調査^(注1)以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

(注1) 基本的に令和6年を対象に令和7年に実施する調査。以下に記載する「令和〇年調査」についても同様であり、令和〇年を対象にその翌年に実施する調査を意味する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

ア 農業経営統計調査の概要

農業経営統計調査（以下「本調査」という。）^(注2)は、農業経営体（農業を営む個人や法人であって、一定以上の規模を有する者）における経営状況や、農畜産物の生産コストの詳細を、包括的に把握する唯一の公的統計調査であり、現在は、農林水産省の地方農政局等^(注3)を経由し、主として^(注4)、農林水産省の地方職員や統計調査員が、報告者から聞き取る方式（以下「他計方式」という。）で行われている。

(注2) 本調査は、①営農類型別経営統計に関する調査（以下「営農類型別経営調査」という。）と、②農畜産物の生産費に関する調査（以下「生産費調査」という。）により構成されている。

(注3) 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

(注4) 令和2年調査の実績では、報告者の86%が、他計方式により回答

イ 前回変更からの経緯

本調査については、農業経営に係る詳細な報告を求めることに伴う報告負担の大きさや、農林水産省の地方職員などの実査の担い手不足といった背景も踏まえ、利活用ニーズに応えつつ、統計の品質と効率的な調査環境の維持を図るため、これまでも調査の見直しが行われてきている。

この一環として、令和4年調査における標本替え^(注5)の際には、本調査のうち、営農類型別経営調査の個人経営体用調査票にロングフォーム・ショートフォーム方式を導入^(注6)

するほか、概要結果の公表時期を実態に合わせて調査実施年の10月から12月に繰り下げるなどの変更がなされた（以下「前回変更」という。その際の統計委員会答申は、令和3年7月30日付け統計委第13号）。しかし、その後閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、営農類型別経営調査については、改めて「必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する」旨が示されたところである。

（注5）本調査においては、農林業センサスなどの情報を用いて報告者を選定し、原則として同一の報告者に5年間継続して回答を求めている。現在は、令和4年調査の際に選定された報告者が、令和8年調査までの予定で継続中である。

（注6）全ての調査事項について回答を求める調査票（いわゆる「ロングフォーム」）と、一部の調査事項についてのみ回答を求める調査票（いわゆる「ショートフォーム」）を、農業経営体の経営状況により配り分けることで、報告負担の軽減を図りつつ、調査として必要な情報の収集を行っている。

ウ 本申請に対する全体評価

令和5年12月22日付け5統計第789号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）は、基本計画を踏まえた対応として、営農類型別経営調査を令和6年調査から変更しようとするものであり、現在の調査方法等の維持が困難になってきている状況を踏まえると、申請された変更内容については、民間委託の導入を含め、今後も同調査を継続するための方策として理解できる部分は多い。

一方で、本申請は、営農類型別経営調査の計画全般にわたる様々な変更を同時に行おうとする大規模なものであり、審議の過程では、円滑な調査の実施や結果精度の確保の観点から懸念する意見が少なくなかった。

したがって、本委員会は、本申請について、以下の「（2）理由等」で指摘した事項について、計画の修正等を行うとともに、次回標本替えが行われる令和9年調査に係る変更申請に向けた検証を行うなど、「3 今後の課題」に掲げる事項に対応することを前提に、承認することをやむを得ないと判断する。

（2）理由等

ア 調査系統・調査方法の変更

（ア）民間委託の導入

- a 本申請では、営農類型別経営調査について、**図表1**のとおり、民間委託を導入するとともに、民間委託により回答を求める報告者^{（注7）}に対しては、原則として郵送により調査を行い、報告者自らが調査票に記入する方式（以下「自計方式」という。）とする計画である。

（注7）営農類型別経営調査の報告者については、**図表1**のとおり、①営農類型別経営調査のみに回答する報告者（約3,400）と、②営農類型別経営調査及び生産費調査の両方に回答する報告者（約1,100）に分かれるが、本申請により民間委託が導入されるのは①であり、②については、変更はなく、引き続き、地方農政局等経由で行われる計画である。ただし、②の報告者であっても、民間委託による調査に協力を得られる場合については、営農類型別経営調査の部分について民間委託により実施することも想定されている。

図表 1 調査系統及び調査方法の変更案

報告者	現 行	変更案
①営農類型別経営調査のみに回答する報告者 (約 3,400 経営体)	【調査系統】 地方農政局等経由 【調査方法】	【調査系統】 民間委託 【調査方法】 《配布》 郵送・民間調査員 《回答》 郵送・オンライン ^(注8) ・民間調査員
②営農類型別経営調査及び生産費調査の両方に回答する報告者 (約 1,100 経営体)	《配布》 職員・統計調査員 《回答》 職員・統計調査員・郵送・オンライン	【調査系統】 地方農政局等経由 【調査方法】 《配布》 職員・統計調査員 《回答》 職員・統計調査員・郵送・オンライン ^(注8)

(注8) オンライン調査にe-Surveyを追加(後記(イ)を参照)

- b これまで、地方農政局等を経由して、多くの報告者から他計方式により回答を得ていた調査を、民間委託による原則郵送・自計方式に変更する必要性について、農林水産省は、以下のように説明している。

報告者の高齢化や、実査の担い手の不足等、調査をとりまく環境が厳しくなってきた状況の中、将来にわたって統計調査の品質・信頼を維持していくためには、現状のように報告者の報告負担が大きく、職員等の関与を必要とする調査から、報告者自らが回答できる自計方式となるように報告者負担を軽減しつつ、民間委託の導入による事務負担の軽減を図ることが必要である。

また、令和4年調査の際に選定された報告者が継続中(注5を参照)である今の段階で、調査方法を変更する理由については、以下のように説明している。

- i) 民間委託を導入した初年度は、新規の報告者よりも継続中の報告者を対象とする方が民間事業者の負担が少ない。
- ii) 今回変更することで、次回標本替えが行われる令和9年調査の調査計画の見直しに向けて、令和6年調査及び7年調査の2回の民間委託の経験が得られる(なお、令和8年調査は令和9年3月に調査票が配布される見込みであるため令和9年調査の見直し検討には間に合わない。)

- c 今回の変更については、
- i) 現状の調査方法等の維持が困難になっていることを踏まえた調査継続の方策であること
 - ii) 令和4年調査の際に選定された報告者が継続中の令和6年調査から民間委託を導入することで、
 - ① 民間委託の導入に伴う影響を小さくできること
 - ② 民間委託への移行に当たり、農林水産省の支援が予定されており、結果精度の維持にも資すると考えられること
 - ③ 次回標本替えが行われる令和9年調査の検討に向けて、民間委託に係るノウハウの蓄積・活用ができること
 から、その必要性については理解できる。

- d 一方で、多くの報告者から他計方式により回答を得ている調査を、民間委託による原則郵送・自計方式にしようとする事について、審議の過程では、円滑な調査の実施や結果精度への影響を懸念する意見が少なくなかった。

このため、本申請に基づく初回の調査である令和6年調査の実施に当たっては、後記「3 今後の課題」(1)に掲げる調査方法の変更に伴う影響の検証を可能にするため、回収率や疑義照会・督促の状況などの実績を、詳細に把握することが必要であることを指摘する。

また、本申請では、営農類型別経営調査のみの報告者(図表1の①に該当する者)についても、郵送での対応が難しい場合には、民間事業者が雇用する調査員により調査を行うことを想定しているが、調査計画の「調査系統」においては、「調査員」とだけ記載されており、それが、農林水産省の統計調査員と誤解されるおそれがあることから、別紙1のとおり修正する必要があることを指摘する。

(イ) e-Survey の導入

- a 営農類型別経営調査では、従前からオンラインによる回答も可能であり、具体的には、入力済みの電子調査票ファイルや、決算書類等の写しを独自システム(民間事業者が提供するセキュアファイル交換サービス。以下同じ。)を用いて送信する方法により行われている。
- b 本申請では、現在用いている独自システムに加え、「政府統計共同利用システム」のオンライン調査システム(以下「e-Survey」という。)も利用できるようにすることで、報告者自らがオンライン回答できる環境を拡充するとともに、民間事業者が郵送等で提出された紙媒体の調査票に係るデータ入力を行う際に、e-Surveyを用いることを計画している。
- c これについては、民間事業者が調査票のデータ入力を行う際に、e-Surveyが有する審査機能を活用することで、エラーチェックの効率化など、調査事務の改善に資することが期待される。一方、営農類型別経営調査は、調査事項が多岐にわたり、現状において、多くの報告者が他計方式により回答していることを鑑みれば、e-Surveyを導入しても、報告者からのオンライン回答が直ちに増加するとは考えにくい。回答方法の多様化の観点から、e-Surveyの導入に異論はない。
- 以上から、e-Surveyの導入については、適当である。

イ 調査事項の変更

(ア) 調査事項の整理・削減

- a 本申請では、営農類型別経営調査の個人経営体用調査票及び法人経営体用調査票の双方について、別紙2のとおり、調査事項を変更する計画である。
- b 営農類型別経営調査については、農業経営に係る詳細な報告を求めることに伴う報告者負担が大きく、将来にわたって統計調査を継続するには、利活用を踏まえつつ、

報告者負担の軽減を図ることが、以前からの課題であった。

そこで、農林水産省は、本申請を検討する過程において、利活用部局等における調査事項ごとの利用状況を把握した上で、調査事項の削減を中心とする変更案を策定し、試行調査における記入状況の確認を経て、調査票様式の再調整^(注9)を行ったところである。

(注9) 例えば、調査事項を集約して記入欄を減らしても、それにより、逆に、報告者において合算記入の負担や記入誤りが生じやすくなる場合には、調査事項の集約をしない等の調整をいう。

- c 前記のとおり、利活用に配慮しつつ、現段階において可能な範囲で、調査事項の削減中心の変更を行い、報告者負担の軽減に配慮していることから、変更全体の方向性については容認できる。

しかし、審議の過程では、営農類型別経営調査において、今後も継続して把握すべき調査事項についての検討が必要との意見や、原則として自計方式で回答を求めていくことを踏まえ、報告者目線に立ったより記入しやすい調査票に向けた改善が引き続き必要との意見が示された。また、令和9年調査においては、標本替えにより、新規の報告者に対して報告を求めることになるなど、調査を実施する上で考慮すべき事項がより多くなる。

これらを踏まえ、令和9年調査に向けて、調査事項の検討及び調査票の更なる改善が必要であることを指摘する。

(イ) 個人経営体用調査票の構成変更

- a 営農類型別経営調査のうち、個人経営体用調査票については、前回変更の際、報告者の負担軽減及び事務負担の軽減と、統計ニーズへの対応とを両立させる方策として、全ての調査事項について回答を求める「詳細調査票」(いわゆる「ロングフォーム」)と、基本的な調査事項のみ回答を求める「基本調査票」(いわゆる「ショートフォーム」)の2種類の調査票を設け、農業経営体の経営状況によって、配り分ける方式が導入された。^(注10)

(注10) 詳細調査票については、いわゆる「農業の担い手」に該当する個人経営体に回答を求めるものとして、

- ① 自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員のいる個人経営体
- ② 自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員はいないが、所得税青色申告決算書(農業所得用)による帳簿管理がなされている個人経営体に対して配布されている。

- b 本申請では、この2種類の調査票を詳細調査票に一本化した上で、全ての報告者が回答する調査事項と、一部の報告者が回答する調査事項との区分を残す計画である。
- c これについては、
 - i) 今回の変更による民間委託の導入を機に、調査票の配布時における詳細調査票と基本調査票との配り分けの手間をなくし、民間事業者の事務の効率化を図ろうとするものであること

ii) 調査票の一本化後においても、一部の項目について回答者を限定することにより、従前の基本調査票が果たした負担軽減の効果を残そうとするものであることから、適当である。

(ウ) プレプリントの拡充、それに伴う調査票の変更

a 営農類型別経営調査については、これまで、前年の調査に回答した報告者に調査票を配布する際に、固定資産や土地の面積など変動が少ないと見込まれる調査事項について、前年の回答を印字（以下「プレプリント」という。）し、変動がある場合にのみ修正記入を求めることで、報告者の負担軽減の方策の一つとしていた。

b 本申請では、経営体の現況（経営主の年齢、認定農業者の存否、自営農業とそれ以外の所得の多寡など）を把握する項目を除く全ての項目について、プレプリントすることとし、これに合わせ、調査票についても、各項目について、プレプリントする前年回答欄と回答時に記入を求める本年回答欄を併記する形式に変更することを計画している。

c これについては、今回、民間委託の導入に合わせて、原則として自計方式で回答を求めるに当たり、報告者への記入支援として有効と考えられるとともに、疑義照会を含む審査の効率化にも資すると考えられることから、おおむね適当である。

ただし、プレプリントの範囲が広範にわたることに伴い、

① 情報セキュリティの確保の観点から、調査票の誤送付の発生を防止する措置の導入など、民間事業者に対して、適切な対応を求めることが必要であること

② 報告者から提出された調査票の審査に当たり、新たな確認事項を追加するなど、対応が必要であること

を指摘する。

また、次回の標本替えの初回に当たる令和9年調査の際には、プレプリントをする前年回答の情報がなく、正確な回答の確保及び報告者負担の観点から懸念があることから、標本が継続している中間年以上に報告者への配慮が必要となることに留意する必要がある。

ウ 集計事項の変更

a 営農類型別経営調査のうち、個人経営体用の詳細調査票にあつては、経営体全体の情報について回答を求めるとともに、農林水産省が報告者ごとにあらかじめ指定した果樹や野菜等（以下「指定品目」^(注11) という。）に係る金額の勘定項目ごとの割合などについても回答を求め、その結果を用いて、指定品目ごとの経営データを集計している。

(注11)「指定品目」とは、畑作、果樹、露地・施設野菜、施設花きのうち、農林水産省があらかじめ指定する品目。なお、品目の指定に当たっては、経営体における当該品目の販売額割合を考慮せず、当該品目を作付けているか否かのみ情報から、農林水産省が品目を指定する。

- b 本申請では、別紙3のとおり、勘定科目ごとの指定品目に係る金額割合の回答をとりやめる一方で、販売金額の多い作物について品目ごとの作付面積や販売金額の回答を求めることで、単一経営の経営体^(注12)としての集計に変更する計画である。

(注12)「単一経営の経営体」とは、農産物販売金額のうち、主位品目の販売金額が8割以上の経営体をいう。例えば、露地きゅうりの売上が、農産物の販売金額のうち、8割以上を占める場合は、露地きゅうりの単一経営の経営体と区分される。

- c これについては、特定の品目を主に作付けしている経営体を対象とした集計となることで、経営体の実態に近い結果を表すことができると考えられることから、おおむね適当である。

ただし、変更前においては、農林水産省が指定する品目に係るデータのみで集計していたところ、変更後における単一経営の経営体の集計には、主位品目以外の作物のデータも混在しているなどにより、品目別の経営状況の集計という外形は同じであるものの、実質的な内容が異なり、過去の結果と接続できないことから、利活用上の留意事項として丁寧に説明・周知することが必要であることを指摘する。

また、令和9年調査に向けて、販売金額等の集計状況も踏まえ、把握・集計する品目の設定を検討する必要があることを指摘する。

エ 調査時期の変更

- a 営農類型別経営調査の実施時期について、現在は、図表2-1のとおり、基本的に決算期間の終了時期に調査票を配布し（法人経営体については決算期間の違いにより、配布時期が異なる。）、配布からおおむね3か月の猶予期間ののち、提出期限を設けている。
- b 本申請では、これを図表2-2のとおり、調査票の配布を把握対象年の翌年3月に行い、提出期限を原則として4月末（決算期が1月から3月の法人経営体については、6月末）に統一することを計画している。
- c これについては、民間委託の導入に当たり、調査票の配布・提出の時期を集中することにより、民間事業者における事務処理の集中・効率化を図ろうとするものであり、おおむね適当である。

ただし、今回の変更により、多くの報告者について、調査系統・調査方法が変更されるだけでなく、調査票の配布時期及び提出期限が大きく変わることから、報告者への十分な事前説明が必要であることを指摘する。

要することが見込まれる。

- ③ また、本申請に基づく初回の調査である令和6年調査については、民間委託による調査結果への影響分析も必要とされている（後記3（1）を参照）。

このような状況において、民間委託を導入することにより直ちに公表の早期化も実現できると、軽々に判断することはできないと考える。

- d 以上から、審議の結果として、精度を確保しつつ、概要結果の公表を2か月早期化することが、計画どおり可能であると認識するには至らなかった。

したがって、仮に、精度を確保した公表の早期化が実際に行える状況になれば、それを妨げるものではないが、不透明な状況が極めて大きい現時点においては、現行の調査計画である調査実施年の12月に概要結果の公表を据え置くことが適当である。

2 過去の答申（平成30年11月22日付け統計委第13号）における「今後の課題」への対応状況

- a 本委員会は、平成30年、農業経営統計調査（諮問第116号）の答申において、以下の指摘を行った。

従前から行っている個人経営体、法人経営体別の集計に加え、新たに農業経営体全体の推計を行うに当たっては、農林業センサスをベンチマークとすることとされている。

しかし、個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が進行する中、適切な推計方法となっているか、また、農林業センサスのベンチマーク更新時に断層が生じないかについて検証・検討を行う必要がある。

- b 本課題を示して以降の農業経営体全体の推計については、2020年農林業センサスのデータが用いられており、ベンチマークの更新は、まだ行われていない。そのため、本課題の検証・検討は、2025年農林業センサスにベンチマークが変更された後でなければ行えないことから、この指摘への対応については、引き続き課題とすることとしたい。

3 今後の課題

（1）令和6年調査の実施状況の把握及び検証等

前記1（2）ア「（ア）民間委託の導入」dに記載のとおり、本申請に基づく初回の調査である令和6年調査の実施に当たっては、詳細な実績を把握した上で、次に掲げる事項に対応することが必要である。

- ① 民間委託による調査結果への影響を検証し、影響の有無にかかわらず、検証結果を公表すること。
- ② 営農類型別経営調査の概要結果が公表された後、速やかに、本委員会に対し、調査の実施状況を前記①とともに説明すること。

（2）令和9年調査に向けた検討

次回の標本替えが行われる令和9年調査においては、営農類型別経営調査に慣れない新たな報告者が多数に上ると考えられることなどから、調査計画の更なる見直しが必要になると考える。

については、令和9年調査の変更申請に向けて、今後、以下に掲げるような内容を含めた検討を行い、計画に反映させることが必要である。

(検討の内容例)

- ・ 令和6年調査以降の調査から得られる民間委託実施上のノウハウを踏まえ、より円滑かつ効率的な調査方法となるよう再検討すること。
- ・ 今後も継続して把握が必要な調査事項を検討するとともに、報告者目線に立った記入しやすい調査票の改善を図ること（前記1（2）イ「(ア) 調査事項の整理・削減」cを参照）。
- ・ 標本替えの初回に当たる令和9年調査においては、新たな報告者が多数に上るとともに、前年のデータがなく、プレプリントできないことから、初回特有の報告者への支援策を検討すること。

(3) 更なる将来を見据えた在り方の検討

農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査としての利活用ニーズを踏まえつつ、持続可能な調査の在り方について、令和9年調査における見直しだけでなく、将来を見据えた方向性も含め、検討することが望まれる。

調査票の構成及び内容の変更

1 個人経営体

1-1 個人経営体用（基本調査）調査票からの構成の変更

現行調査		変更案
【1】現況	→	【1】現況
【2】損益計算書	→	【2】損益計算書
【3】事業収支の概要	→	【3】事業収支の概要
		【4】貸借対照表
		【5】投資と資金調達の状況
【4】土地面積	→	【6】労働の概要
【5】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	→	【7】生産概況、農畜産物収入
【6】制度受取金・積立金等	→	【8】農作業受託収入
【7】労働の概要	→	【9】制度受取金・積立金等

(注) 変更案の網掛部分はロングフォーム対象者のみ回答

1-2 個人経営体用（詳細調査）調査票からの構成の変更

現行調査		変更案
【1】現況	→	【1】現況
【2】損益計算書	→	【2】損益計算書
【3】貸借対照表	→	【3】事業収支の概要
【4】事業収支の概要	→	【4】貸借対照表
【5】投資と資金調達の状況	→	【5】投資と資金調達の状況
【6】主要農業固定資産の状況 【削除】		【6】労働の概要
【7】土地面積	→	【7】生産概況、農畜産物収入
【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	→	【8】農作業受託収入
【9】制度受取金・積立金等	→	【9】制度受取金・積立金等
【10】労働の概要		
【11】指定品目に係る労働の概要 【削除】		
【12】農業生産関連事業収支 【削除】		

(注) 変更案の個人経営体調査票は、一つの様式に統合されるが、構成の変更を示す便宜上、基本調査、詳細調査それぞれに記載している。

1-3 個人経営体用（詳細調査）調査内容の変更

※「調査票のページ」のうち、「現行」には現行の個人経営体調査票（詳細調査）におけるページ数、「変更後」は変更案の個人経営体用調査票のページ数を記載している。

なお、例えば、「【2】損益計算書」などにおいて、記入欄の大きな区分は引き続き残しつつ、その中の一部項目が削除される場合は、削除後の表のページ数をカッコ書きで記載している。

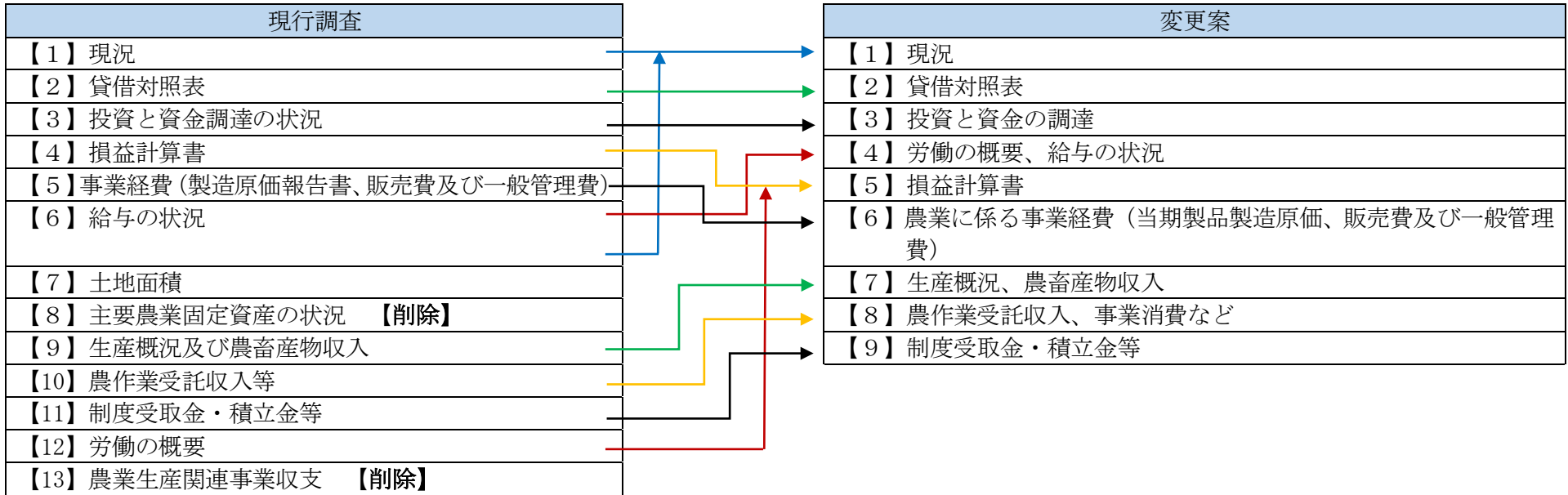
現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更内容			変更理由
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【1】現況	—	3	主業経営体、準主業経営体、副業経営体を判定するための項目	○			時系列比較を可能とするため
	3	9	農業研修生の受入状況（変更後【6】に移動）		○		従事者・労働時間と関連する内容であるため
	3	—	直接販売の実施の有無			○	報告者の記入負担軽減のため なお、直接販売を行っている経営体の状況は、農林業センサスにより把握可能
	3	—	農業生産関連事業の実施の有無			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体の状況は、6次産業化総合調査により把握可能
【2】損益計算書	—	4	調査票記入に代わる決算書類等の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	4、5	4	国税庁の決算書様式の勘定科目に合わせた様式		○		報告者の記入負担軽減のため
	4、5	(4)	一部勘定科目に占める指定品目の収入・支出割合			○	報告者の記入負担軽減のため なお、指定品目に係る把握方法を変更
	4、5	(4)	勘定科目の一部（収入・経費の小計欄、合計欄、貸倒引当金）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、経費の小計、合計は他の報告事項から計算可能。また、貸倒引当金については、施策上の利活用等に影響はない
	—	5	飼料費から控除した配合飼料価格安定制度の補てん金額	○			変更後の【9】において、制度受取金・積立金等の合計での記入も可とすることにより、内訳が記載されない可能性があるため
【3】貸借対照表	—	6	貸借対照表の作成状況	○			貸借対照表の作成の有無により記載箇所が変わるため
	—	6	調査票記入に代わる貸借対照表の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	7	(7)	（貸借対照表を作成していない場合）必須の勘定科目の内訳に該当する勘定科目			○	報告者の記入負担軽減のため
【4】事業収支の概	—	5	調査票記入に代わる税務申告書類の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
要	8	(5)	勘定科目の一部（収入金額計、所得金額計、経費）			○	計算可能なため
【5】投資と資金調達の状況	—	8	設備投資や借入の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
【6】主要農業固定資産の状況	9	—	建物・構築物の状況			○	ガラス室及びハウスの面積については農林業センサスにより把握可能 また、その他の固定資産については施策上の利活用等に影響はない
【7】土地面積	9	3	(変更後【1】に移動)		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	3	経営している田畑等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	9	—	貸付地面積			○	報告者の記入負担軽減のため なお、貸付地面積は、農林業センサスにより把握可能
【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	—	11	調査票記入に代わる生産概況を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	10、11	10～15	農産物（耕種）の表（①稲、麦類等、②野菜、③果樹、④花きの表に整理）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	11	(11)	農産物の販売数量			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10、11	(10～13)	茶・果樹の成園面積			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10、11	12、13	野菜、果樹の品目コード、品目（区分総額の報告から、販売金額が大きい品目から順に品目ごとに記載）		○		報告者が記入しやすいようにするため また、指定品目に係る把握に代えて品目を主として生産する経営体の集計を可能とするため
	10、11	14、15	花きの内訳である切り花、鉢物の区分（区分を統合）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	11	—	指定品目に係る作付延べ（結果樹）面積、生産量、販売金額			○	報告者の記入負担軽減のため なお、指定品目に係る把握方法を変更
	12	—	直接販売の金額、販売金額に占める割合、販路別金額割合			○	施策上の利活用に影響がないため なお、直接販売の出荷先別経営体数

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由		
	現行	変更後		追加	変更	削除
						は、農林業センサスにより把握可能
	13	16	農作業受託収入（【8】から独立）		○	記入漏れを防ぐために区分を設けるため
	—	16	農作業受託収入の有無	○		防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	13	—	農業受託収入の作業内容			○ 報告者の記入負担軽減のため
【9】制度受取金・積立金等	—	16	制度受取金・積立金等の有無	○		未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	—	17	調査票記入に代わる制度受取金・積立金等を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため
	—	17	該当のあった制度へのチェック欄	○		報告者の記入負担軽減のため
	—	17	「上記以外の制度受取金」欄、合計欄	○		報告者の記入負担軽減のため
	15	—	指定品目に係る制度受取金・積立金等の額、合計に占める割合			○ 報告者の記入負担軽減のため
【10】労働の概要	—	8	調査票記入に代わる従事者数及び農業労働時間を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため
	16	8、9	家族と常用雇用者の記入欄（分離）		○	報告者が記入しやすいようにするため
	16	8	事業に従事した家族、常用雇用者の人数（人別の把握から総数の把握に変更）		○	報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した常用雇用者の人数（人別の把握から属性ごとの総数の把握に変更）		○	報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した常用雇用者の労働時間（人別の把握から延べ時間の把握に変更）		○	報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した臨時雇用者の人数、農業労働時間（男女別の把握から総数の把握に変更）		○	施策上の利活用に影響がないため
	16	—	農作業受託労働時間、農業生産関連事業労働時間			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【11】指定品目に係る労働の概要	17	—	家族・雇用者別労働時間、作業別労働時間			○ 報告者の記入負担軽減のため
【12】農業生産関連事業収支	18	—	農業生産関連事業の収入金額、支出金額			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体数及び売上規模別経営体数は農林業センサス、農業生産関連事業の状況については6次産業化総合調査により把握可能

2 法人経営体

2-1 法人経営体調査票からの構成の変更



2-2 法人経営体用調査票の変更

※「調査票のページ」のうち、「現行」には現行の法人経営体調査票におけるページ数、「変更後」は変更案の法人経営体用調査票のページ数を記載している。なお、例えば、「【2】貸借対照表」などにおいて、記入欄の大きな区分は引き続き残しつつ、その中の一部事項が削除される場合は、削除後の表のページ数をカッコ書きで記載している。

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【1】現況	3	6	農業研修生の受入状況（変更後【4】に移動）		○		従事者・労働時間に関連する内容であるため
	3	—	法人化した年次			○	報告者の記入負担軽減のため
	3	—	経営主の性別			○	報告者の記入負担軽減のため なお、経営主の性別は、農林業センサスにより把握可能
【2】貸借対照表	—	4	調査票記入に代わる貸借対照表の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	4、5	(4)	勘定科目の一部（有価証券、その他の流動資産、その他の有形固定資産、その他の固定負債）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	—	4	勘定科目の一部（減価償却累計額）	○			貸借対照表に係る一般的な勘定科目を追加することにより転記しやすくするため
	5	—	純資産			○	報告者の記入負担軽減のため なお、純資産の内訳の削除については、施策上の利活用等に影響はない。また、純資産計については、継続把握する項目からの差引で把握可能
【3】投資と資金調達の状況	—	5	設備投資や資金調達の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	6	—	出資者数、出資金額			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【4】損益計算書	—	8	調査票記入に代わる損益計算書の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	7	(8)	当期製品製造原価に占める農業割合			○	変更後の【6】から把握可能なため
	—	8	事業経費の整理方法の確認	○			整理状況に応じて変更後の【6】における適切な記載箇所に誘導するため
【5】事業経費	8、9	9～11	事業経費の整理方法に応じて回答欄を整理		○		記入しやすいようにするため
	8	3	法人の事業内容（変更後【1】に移動）		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	9、10	調査票記入に代わる決算の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	9	(11)	勘定科目の一部（交際費）			○	令和元年以前の調査事項と接続を図るため設けていたが、一定の年数が経過したため
【6】給与の状況	10	7	（変更後【4】に移動）		○		従事者・労働時間に関連する内容であるため
	10	7	給与支給額（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10	—	有給役員の平均年齢			○	報告者の記入負担軽減のため

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由		
	現行	変更後		追加	変更	削除
						なお、施策上の利活用等に影響はない
【7】土地面積	10	3	(変更後【1】に移動)		○	現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	3	経営している田畑等の有無	○		未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減
	10	—	貸付地面積			○ 報告者の記入負担軽減 なお、貸付地面積は、農林業センサスにより把握可能
【8】主要農業固定資産の状況	11	—	建物・構築物の状況			○ ガラス室及びハウスの面積については農林業センサスにより把握可能 また、その他の固定資産については施策上の利活用等に影響はない
【9】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	—	13	調査票記入に代わる生産概況を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため
	12、13	12～17	農産物（耕種）の表（①稲、麦類等、②野菜、③果樹、④花きの表に整理）		○	報告者が記入しやすいようにするため
	13	(13)	農産物の販売数量			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	13	(12～15)	茶・果樹の成園面積			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	12、13	14、15	野菜、果樹の品目コード、品目（区分総額の報告から、販売金額が大きい品目から順に品目ごとに記載）		○	報告者が記入しやすいようにするため
	12、13	16、17	花きの内訳である切り花、鉢物の区分（区分を統合）		○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	14、15	—	直接販売の金額、販売金額に占める割合、販路別金額割合			○ 施策上の利活用に影響がないため なお、直接販売の出荷先別経営体数は、農林業センサスにより把握可能
【10】農作業受託収入等	—	18	農作業受託収入の有無	○		未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	16、17	—	作業ごとの受託面積等、収入金額、農作業受託の収入に占める割合			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、農作業受託した経営体の事業部門別経営体数、受託収入の規模別経営体数は農林業センサスにより把握可能
【11】制度受取金・積立金等	—	18	制度受取金・積立金等の有無	○		未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	—	19	調査票記入に代わる制度受取金・積立金等を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
	—	19	該当のあった制度へのチェック欄	○			報告者の記入負担軽減のため
	—	19	「上記以外の制度受取金」欄、合計欄	○			報告者の記入負担軽減のため
【12】労働の概要	—	6	調査票記入に代わる従事者数及び農業労働時間を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	20	6	雇用形態別の事業従事者数（男女別の回答欄に分割、臨時雇用者数の回答欄を独立）		○		記入しやすいレイアウトにするため
	20	6	臨時雇用者数（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	20	—	構成員数			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	20	6	臨時雇用者を除く農業従事者の年齢別日数別従事者数（常用雇用者のうち、7か月以上の65歳未満の人数のみ把握）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、年齢別の従事者数、従事日数別の従事者数は農林業センサスにより把握可能
	21	7	雇用形態別の作業別労働時間（①男女別の把握から総数の把握に変更、②農業の作業別労働時間及び農業生産関連事業の労働時間の削除）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	21	—	経営主、構成員の作業別労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、経営主の農業労働時間は変更後4-2のうち有給役員、構成員の労働時間は変更後4-2のうち常用雇用者又は臨時雇用者に含まれる
	21	—	雇用形態別の年齢別農業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、年齢別の役員数は農林業センサスにより把握可能
	21	—	農作業受託労働時間、農業生産関連事業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【13】農業生産関連事業収支	22	—	農業生産関連事業の収入金額、事業支出（売上原価、販売費及び一般管理費）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体数及び売上規模別経営体数は農林業センサス、農業生産関連事業の状況については6次産業化総合調査により把握可能
	22	19	農業生産関連事業に仕向けた自家農畜産物の金額（変更後【8】に移動）		○		記入漏れを防ぐため区分を設けるため

